

Think Tank of Mutual aid 相互扶助を実践するシンクタンク

## CONTENTS

- 2016年 新年を迎えて ————— 1  
全労済協会理事長 高木 剛
- 公募委託調査研究の報告概要 ————— 2  
(2013年度採用) <社会連帯への架け橋>  
●コミュニティ経済に関する調査研究(共同研究)  
研究代表者: 千葉大学法政経学部 教授 広井 良典
- コラム「暮らしの中の社会保険・労働保険④」 — 3  
今回のテーマは「介護離職とその防止について」考えます。
- 連載コラム⑧「マイナンバー制度について」 — 4  
2016年1月1日からスタートした社会保障・税番号制度について、留意事項や交付申請手続き等について説明します。
- 2015年秋期退職準備教育研修会 /  
コーディネーター養成講座開催報告 ————— 5  
2015年11月16日(月)大阪にて研修会を開催しました。
- (公財)国際労働財団 草の根支援事業に協力  
タイに講師を派遣し、セミナーで相互扶助事業を  
紹介しました ————— 5~8  
タイ(バンコク、南部スラータニー)に講師を派遣し、日本の  
労働者共済の変遷と推進経緯について講義を行いました。
- 2015年度 第1回 審査委員会・  
裁定委員会合同開催報告 ————— 8  
2015年11月19日(木)に開催しました。
- 連合中央執行委員会参加報告 ————— 8  
2015年11月20日(金)に開催された連合中央執行委員会へ  
出席し相互扶助事業の取り組み要請を行いました。
- 全労済協会からのお知らせ ————— 8  
●当面のスケジュール

## 2016年 新年を迎えて

全労済協会理事長 高木 剛

新年明けましておめでとうございます。本誌をご愛読いただいております皆様には、健やかに新年を迎えられたことと存じます。また、日頃より、全労済協会の諸活動にご理解とご協力を賜り、心から感謝申し上げます。

全労済協会は公益法人制度改革に基づき、一般財団法人に移行してから今年で3年目を迎えております。公益目的事業としてのシンクタンク事業、認可特定保険業としての相互扶助事業も皆様のご協力とご支援のおかげで、この間安定的に事業をすすめて参ることができました。

シンクタンク事業では、阪神・淡路大震災から20年の節目となることから、昨年2月に兵庫県との協働事業の一環として『安心して暮らせる共生・安全社会をめざして』をテーマに、神戸市において講演会を開催させていただきました。また、国際連帯の活動にも参加し、公益財団法人国際労働財団の実施する「国際労使ネットワーク等を通じた組織化による草の根支援事業」の一環として、ラオス、バングラデシュ、タイで開催されたセミナーへ講師派遣を行うなど、アジア諸国への勤労者福祉と共済活動の推進に携わって参りました。また、昨年口永良部島の新岳での爆発的噴火や箱根山、桜島等の火山活動の活発化、九州エリアを中心とする台風15号による広範な被害、記憶にも新しい茨城県常総市における鬼怒川の堤防決壊など、地球温暖化の影響と思われる自然災害が頻発しました。相互扶助事業では、団体の財産を守る法人火災共済保険や自治体提携慶弔共済保険などを通じて、被災された団体の皆様には迅速なお支払いに努めて参ったところで。

さて、昨年の政治の動きを振り返ってみますと、9月には安全保障関連法案が全国各地で反対デモが展開される中、参議院本会議で成立しました。また、過去2度廃案となっていた改正労働者派遣法も民主党など野党が反対する中で強行採決され、9月30日から施行されています。NHKの世論調査によれば、7月、8月には安倍内閣の不支持率が政権復帰後初めて支持率を上回りました。9月からは支持率が回復し12月には不支持率が10ポイント上回る結果が出ていますが、安倍政権の野党が憲法にもとづき要請した臨時国会開催の拒否など、その強引な国会運営などに懸念の声も高まっています。今年は夏の参議院選挙を視野に、1月4日に例年より大幅に前倒して通常国会が召集されることとなり、補正予算案審議に続き2016年度予算案の年度内成立や軽減税率などの税制関連法案、TPP条約の承認などを目指すこととしています。また今年は、マイナンバー制度の運用が開始されることや、来年4月の消費税アップに向けた準備、先に成立した改正公職選挙法による18歳からの投票が参議院選挙から適用されるなど、目が離せない1年になりそうです。

本誌もおかげさまで持ちまして、昨年の5月に100号を発刊し今回が108号となりました。2016年度も勤労者福祉の向上と相互扶助事業の発展に向けて、社会の様々な動きにも注目しながら読者の皆様役に立つ情報発信と当協会の活動についてご報告して参りたいと存じます。最後になりますが、本年も皆様のご健勝とご発展、ご多幸を心から祈念申し上げ、年頭のご挨拶とさせていただきます。



# 公募委託調査研究の報告概要 (2013 年度採用) <社会連帯への架け橋>

当協会に対して下記の研究の成果報告がありました。その概要を掲載します。  
なお、今回ご紹介した報告は研究報告誌として後日発行する予定です。

## コミュニティ経済に関する調査研究 (共同研究)

(研究代表者) 千葉大学法政経学部 教授 広井 良典

### 報告概要

#### 1. 研究の背景と問題意識

近年、人口減少をめぐる諸課題や、地域再生ないし地域活性化に関する議論が活発になっていることは言うまでもない。他方で、人々の社会的孤立や孤独など、現在の日本社会におけるコミュニティの希薄化や不在をめぐる諸問題が様々な形で問われてきているのも確かな事実である。

本研究がテーマとして掲げる「コミュニティ経済」は、以上のような、ともすれば異なる文脈で論じられてきた話題 — 地域における経済循環の活性化とコミュニティの再生 — を統合的な枠組みの中で把握し、問題解決ないし状況の改善のための処方箋ないし展望を得るための新たなコンセプトである。

その基本的な導きの糸となる発想は、「コミュニティ経済」という言葉自体が示すように、「コミュニティ」と「経済」を現代社会のニーズに即して新しい形でつないでいくという点にある。

本研究の第 I 部で詳しく論じるように、「コミュニティ」と「経済」の二者は本来互いに深く結びついていた。たとえば農漁村などの例を考えれば明らかであるように、人々の様々な生産活動が、同時にコミュニティ的なつながりの基盤ともなっていたのである。

近代社会以降の市場経済の急速な拡大あるいは資本主義システムの展開の中で、こうした「コミュニティ」と「経済」の不可分の関係は次第に分離していったが、資源・環境制約の顕在化や種々の格差の広がりといった、現代における基本的な問題群は、そうした「コミュニティ」と「経済」の分離という点に根本的な原因をもっているのではないか。だとすれば、「コミュニティ」と「経済」の二者を、(単なる過去への回帰ではなく) 現代的な形で結びつけていくことが、現在の日本社会の諸課題に対して新たな展望を開いていく大きなポテンシャルをもっているのではないか。

また、「コミュニティ」と「経済」を現代の新たなニーズに合わせて再び結びつけることを通じて、ローカルな地域を出発点にヒト・モノ・カネがうまく循環し、そこにコミュニティ的な紐帯や雇用も生まれ、かつまた若者や高齢者など様々な主体が包摂されるような社会を構築していくことが可能となるのではないか。

#### 2. 本研究の構成

本研究は、以上のような問題意識の下にまとめられたものであり、その構成ないし議論の流れは次のようになっている。

全体は大きく第 I 部 (総論) と第 II 部 (各論) に分かれる。第 I 部 (コミュニティ経済とは何か) は、コミュニティ経済をめぐる総論であり、コミュニティ経済というテーマないしコンセプトが浮上する背景に始まり、その意味や基本的概念の枠組み、歴史的展望、類型などが幅広い観点から論じられる。

第 II 部 (コミュニティ経済の諸領域と具体的展開) は、第 I 部での類型化や考察とも呼応しながら、コミュニティ経済が具体的に発展していく場合の内容や意義、課題、今後の展望などを、7つの分野ないしテーマ領域 — ①自然エネルギー、②鎮守の森/伝統文化、③農業、④福祉/ケア、⑤商店街、⑥都市/農村、⑦若者 — に即して考察する内容となっている。

本研究作成にあたっての役割分担ないし執筆担当については、広井良典を本調査研究の研究代表者、小池哲司及び宮下佳廣を共同研究者とし、また大和田順子、飯田大輔、大浦明美、大川恒、武田伸也を研究協力者とするものである。執筆は第 I 部を広井が担当し、第 II 部は 1 (自然エネルギー) を小池哲司、2 (鎮守の森/伝統文化) を宮下佳廣、3 (農業) を大和田順子、4 (福祉/ケア) を飯田大輔、5 (商店街) を大浦明美、6 (都市/農村) を大川恒、7 (若者) を武田伸也がそれぞれ担当し、広井が全体の調整を行った。

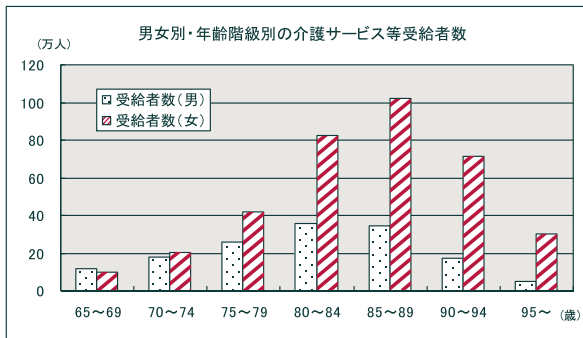
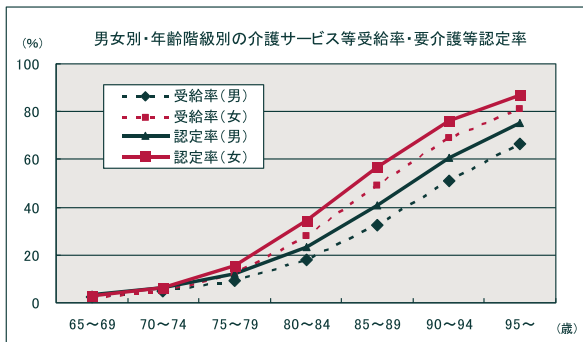
本研究は、コミュニティ経済という新たなテーマについての、基本的な概念枠組みの整理と初発的な事例研究を中心とする内容にとどまっており、今後さらに掘り下げた分析や考察を展開していければと考えている。本研究の内容が読まれる方々にとって何らかのヒントを提供するものとなれば研究メンバー一同これに過ぎる喜びはない。研究の内容について忌憚のない御意見、御感想をいただければ幸いに思う次第である。

アベノミクスの新三本の矢の一つとして「介護離職ゼロ」の実現に向けた議論が行われています。そこでは今回は介護離職とその防止について考えます。

**Q1. 高齢化が進む中で、勤労者が家族介護に直面するケースは今後ますます増加するのでしょうか。**

**A1.** 男女別・年齢階級別に要介護・要支援の認定率と介護サービス・介護予防サービスの受給率・受給者数を見たのが下図です。特に、75～79歳と80～84歳を比較すると、受給率では男性9.2%⇒18.0%、女性11.9%⇒27.6%、認定率では男性12.0%⇒23.5%、女性15.7%⇒34.2%と、2倍～2.3倍に急増しています。介護サービス等の受給者数を見ても、80～84歳で急増しています。

つまり、団塊の世代が全員80歳以上となる2030年前後の社会の変化を想定して、地域包括ケアシステムや介護施設などの介護予防・介護サービスの供給体制を整備する必要があります。



注：総務省人口推計2015年6月1日現在(確定値)および厚労省介護給付費等実態調査2015年6月審査分より筆者作成

しかし、厚労省の「2025年に向けた介護人材にかかる需給推計」(2015年6月)では、「現状維持シナリオ」にもとづけば2025年度に約38万人の介護人材が不足するとされています。

**Q2. 介護のために就労継続が困難になりかけた時、どのようなサポートの仕組みがあるのですか。**

**A2.** 総務省の就業構造基本調査と労働力調査によれば、この15年間、毎年約8万人～10万人が家族の看護や介護を理由に離職し、この3年間、完全失業者(約150万人～200万人)の内、前職を介護・看護のために辞めた方が約5万人、「就業希望の非労働力人口」(約400万人～450万人)の内、介護・看護

のために求職していない方が約20万人います。つまり、家族介護が原因で就業できない方が常時少なくとも約25万人いることとなります。

このような介護離職を防ぐため現在、育児介護休業法により介護休業(対象家族1人につき、常時介護を要する状態に至るごとに1回、通算93日まで)や介護休暇(1年度につき1日単位で5日間まで)などが権利(形成権)として制度化され、所得保障の仕組みとして雇用保険の介護休業給付があります。しかし、2012年の就業構造基本調査によれば、介護をしている雇用者約240万人の1年間の利用率は、介護休業制度が3.2%(ただし実際の介護休業給付受給者は2014年度9600人)、介護休暇制度が2.3%です。未就学児の育児をしている雇用者約665万人の内、育児休業制度の1年間の利用率が12.7%、子の看護休暇制度が4.3%であることと比べて、利用は低調と言えます。この理由の一つとして、雇用保険の介護休業給付の水準は休業開始時賃金の4割で、かつ月額約17万円が上限であり、給付は非課税とはいえ、主たる生計維持者が介護休業を取得することを躊躇することが挙げられます。育児休業給付の180日までは休業開始時賃金の67%、それ以降は50%と比較しても見劣りがします。

**Q3. 介護離職の一層の防止のためにどのような施策が検討されているのですか。**

**A3.** 在宅・施設サービス整備の加速化(2020年度に向けて38万人分増加にさらに12万人分の上乗せ)、介護人材の確保(離職した介護・看護職員等の再就職準備金貸付、介護職をめざす学生への就学資金貸付)、柔軟な働き方の確保(長時間労働の是正)などの施策が検討されています。

特に、厚労省の「今後の仕事と家庭の両立支援に関する研究会」は2015年8月に報告書を取りまとめ、12月22日時点では労働政策審議会雇用均等分科会において、介護休業の3回の分割取得や介護休暇の半日単位の取得など、利用しやすい制度への改正が確認されるとともに、労働政策審議会職業安定分科会雇用保険部会では、介護休業給付の支給水準を67%に引き上げて育児休業給付にそろえるとの検討も行われ、通常国会への改正法案の提出が予定されています。

厚労省の雇用均等基本調査によれば、介護に関する労働条件は、8割～9割の事業所が育児介護休業法など法の定める水準にとどまっており、法改正が家族介護を行う勤労者の雇用継続に及ぼす影響は極めて大きいと言えます。

経済成長の隘路解消から始まった介護離職ゼロの議論が、働きながら家族を介護し看取することができる社会づくりという、より本質的な議論につながることを期待したいと思います。

(特定社会保険労務士 CFP® 認定者 西岡 秀昌)

平成 28 (2016) 年 1 月 1 日から社会保障・税番号制度がいよいよスタートしました。

事業者が従業員等から個人番号(マイナンバー)を取得する際の留意事項および個人番号カードの交付申請手続き等につきまして説明いたします。

## 1. 事業者のマイナンバー取得時の留意事項

### (1) 利用目的の明示

事業者が従業員等からマイナンバーを取得するときは、利用目的を特定(例:源泉徴収票作成事務、健康保険・厚生年金保険届出事務)して明示する必要があります。

### (2) 厳格な本人確認の実施(番号確認と身元確認)

マイナンバーを取得する際は、他人の成りすまし等を防止するため、次の本人確認を行います。

- ① 正しい番号であることの確認(番号確認)
- ② 手続きを行っている者が正しい番号の持ち主であることの確認(身元確認)

## 2. 本人確認の方法(通知カード、個人番号カード)

事業者が行う本人確認については、次の二つの方法があります。

なお、「個人番号カード」による本人確認では、当該カード 1 枚で番号確認と身元確認ができます。

### (1) 「通知カード」による本人確認

- ① 番号確認  
通知カードの表面の個人番号で確認します。
- ② 身元確認(運転免許証等で確認します)  
運転免許証又はパスポート等(顔写真付き)により身元確認します。  
運転免許証等がないときは健康保険の被保険者証年金手帳など 2 種類の書類で確認します。

### (2) 「個人番号カード」による本人確認

- ① 個人番号カードの裏面の個人番号を確認します。
- ② 個人番号カードの表面の氏名・住所・生年月日・性別・写真で身元確認します。

## 3. 個人番号カードの交付申請手続き

市区町村へ行く個人番号カードの交付申請は、郵便と郵便以外の方法があります。

### (1) 郵送による交付申請

既に送付された通知カードの「個人番号カード交付申請書兼電子証明書発行申請書」の表面の氏名・住所等を確認のうえ電話番号を記入します。

次に裏面の申請日等①・②・③を記載し、返信用封筒(地方公共団体情報システム機構宛)にて郵送します。

- ① 申請日の年月日を記入します。
- ② 申請者氏名(自署)は、申請者本人が署名するか、記名・押印をします。
- ③ 顔写真(6ヶ月以内に撮影、正面、無帽等)を顔写真貼付欄に貼付します。

### (2) 郵便以外による交付申請

郵便以外の交付申請には、パソコンによる

申請、スマートフォンによる申請、まちなかの証明用写真機からの申請があります。

詳細は、HP「個人番号カード総合サイト/個人番号カード交付申請」を参照願います。  
<https://www.kojinbango-card.go.jp/kofushinse/>

## 4. 個人番号カードの受領手続き

### (1) 交付通知書(はがき)の受領

交付申請書郵送後、個人番号カードの交付場所等を知らせる交付通知書(はがき)が申請者の自宅に届きます。

交付通知書に記載された期限までに、本人が次の書類等を持参し交付場所に出向き、暗証番号を設定すると個人番号カードが受領できます。

- ① 交付通知書(はがき)
- ② 通知カード
- ③ 本人確認書類(次のイ.又はロ.の書類)  
イ. 次の写真付き書類のうち 1 点  
住民基本台帳カード、運転免許証、身体障害者手帳、療育手帳など  
ロ. 市区町村長が適当と認める書類のうち 2 点  
健康保険証、年金手帳、社員証、学生証など
- ④ 住民基本台帳カード(所有者のみ)

### (2) 暗証番号の設定

個人番号カードで管理する暗証番号は次の 4 種類があり、予め暗証番号を考えておきます。

- ① 「署名用の電子証明書」の暗証番号  
英数字 6 文字以上 16 文字以下で設定します。
- ② 「利用者証明用の電子証明書」の暗証番号
- ③ 「住民基本台帳事務用のアプリ」の暗証番号
- ④ 「券面事項入力補助用のアプリ」の暗証番号  
(注) ②③④の暗証番号は、数字 4 桁で設定します。  
すべて同一の番号とすることができます。

## 5. (参考) 個人番号カードの留意事項

- (1) 有効期限は、発行日からその後の誕生日までが、20 歳以上は 10 回目、20 歳未満は 5 回目の誕生日までとなります。
- (2) カード交付手数料は 1,000 円(当面は無料)になります。
- (3) 個人番号カードの交付を受ける際、通知カード・住民基本台帳カード(所有者のみ)は返却します。
- (4) 金融機関の口座開設等の本人確認における身分証明書として利用できます。
- (5) 今後、市区町村・国等が提供する様々なサービスに活用される予定となっています。

社会保障・税番号制度<マイナンバー>の詳細につきましては、次の HP 等を参照願います。

○内閣官房(社会保障・税番号制度)

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/>

○国税庁(社会保障・税番号制度<マイナンバー>)

<http://www.nta.go.jp/>

(執筆: 税理士 関口 邦興)

## 2015年秋期退職準備教育研修会 / コーディネーター養成講座 開催報告

### 【大阪会場】（参加者 35 名）

11月16日（月）に大阪（エル・おおさか）において、2015年秋期退職準備教育研修会 / コーディネーター養成講座を開催し、労働組合の執行部の方を中心に35名の参加がありました。

本研修会は、労働組合等における退職準備教育の普及・推進のためのコーディネーターの養成を目的として、1992年から実施しており、今回で通算45回目となります。

研修では、当協会作成のテキスト「実りあるセカンドライフをめざして」を中心に講義を行い、セカンドライフに向けての基礎的な知識習得の他、研修を開催する際の説明のポイントや話術、ワークを用いた「気づき」や「発見」も重視しました。

冒頭に「セカンドライフの生き方」を想像するグループワークも体験。マスメディア等で活躍されている生活経済ジャーナリストのいちのせかつみ氏に、講義の話術等も含めてご講義いただきました。

続いて、現在の生活を見つめて将来の資金計画をする「暮らしの確認と見直し」、また退職者に関わる「税金」「退職金を受け取ったあとの注意」「相続」などの生活経済について、ファイナンシャルプランナーの清水 幸一氏に、ご自身の経験談も含めてわかりやすくご講義いただきました。

最後に、「公的年金」「健康保険」「雇用保険」制度の概要・請求手続きといった退職に向けて必ず準備・知識が必要な項目について、ファイナンシャルプランナー・社会保険労務士の三宅 恵子氏にご講義いただき、手続きのポイントや事前に知識を得ることの重要性など、実践的な内容を学びました。

1日開催で盛りだくさんの講義となりましたが、経験豊富な講師陣から具体例も含めてお話いただき、参加者からはとてもわかりやすかったとの声を多くいただきました。次回は2016年春に東京で開催を予定しています。



グループワークの風景

## （公財）国際労働財団 草の根支援事業に協力 タイに講師を派遣し、セミナーで相互扶助事業を紹介しました

公益財団法人・国際労働財団（以下、「JILAF」）の実施する「国際労使ネットワーク等を通じた組織化による草の根支援事業（Supporting Grass-Roots Activities through the International Employers' and Workers' Network 以下、「SGRA」）の一環として、タイにおいて、インフォーマル・セクター労働者支援事業に向けての各種セミナーが開催されました。

当協会からは、それぞれのセミナーへ講師を派遣し、日本における相互扶助事業（労働者共済事業）を紹介するとともに、現地の政労使との意見交換を実施しました。

### 目的

当協会では、一般財団法人として内閣府の認可の下で策定した公益目的支出計画にのっとり事業を実施しており、この公益目的支出計画では「諸外国における勤労者福祉・共済活動に関する支援と国際連帯の推進のための事業」について定めております。

これにもとづいて、新興国における労働者の自主福祉事業、とりわけインフォーマル・セクターの労働者の福祉を支援する活動の一環として、日本における労働者の相互扶助事業の紹介を行うとともに、現地における労働者福祉の実態・労使関係の状況調査等を実施するため、以下の日程でJILAFスタッフとともに訪問しました。

### 概要

- 日 程：2015年11月14日（土）～11月18日（水）の5日間
- 場 所：タイ（バンコク、南部スラータニー）
- 派 遣 者：共済保険部長嶋崎・調査研究課長塚本



## 主旨等

現場事業の強化・発展と SGRA 協同組合を通じた自立・自律化をさらに促進する観点から、第 2 回バンコク・チェンマイ・コンケン拡大作業委員会合同セミナーをバンコクにて開催する傍ら、今年度より事業を開始した南部スラータニーにて第 3 回拡大作業委員会セミナーを実施しました。

なお、両セミナーでは、① SGRA 協同組合「クレジットユニオン」のさらなる発展と相互扶助機能の強化等（バンコク、チェンマイ、コンケン）、②スラータニーにおける今後の設立に向け、全労済協会から嶋崎共済保険部長ならびに塚本調査研究部調査研究課長を講師として派遣し、日本の労働者共済の変遷と推進経験などを共有しました。

## 内容

### 1. 第 2 回バンコク・チェンマイ・コンケン拡大作業委員会 合同セミナー

■ 日 程：2015 年 11 月 15 日 (日)

9:00 ~ 12:30

■ 場 所：プレジデントパークホテル 1 階会議室

■ 参加者：中央推進委員、バンコク、チェンマイ、コンケン拡大作業委員他 計 27 名

1) 冒頭、JILAF 齋藤副事務長より、自主・自立的事業の活動推進役であるバンコク、チェンマイ、コンケンの作業委員に深甚なる敬意を表した上で、本セミナーの主旨（SGRA 協同組合の現状と課題、日本の推進経験の共有）を確認しました。

2) つづいて、3 地域の委員より、各地で活動を展開する SGRA 協同組合（クレジットユニオン）の現状報告等がされました。

### <北部チェンマイ>

2014 年 8 月 27 日に政府登記完了、約 100 名の会員、会員費 100 バーツ/月、慶弔メニュー（弔慰金等）やマイクロクレジット（上限 5000 バーツ）、古式按摩訓練の提供や社会保険第 40 条への加入勧奨等を実施しました。

### <東北部コンケン>

約 500 名の会員、会員費 70 ~ 200 バーツ/月、貯蓄メニュー、限定的マイクロクレジット（借金返済時のみ）、慶弔メニュー（死亡保障金、死亡時借金の代行返済等）、火災見舞金の検討、有機農法訓練の提供や有機赤米（ライスベリー）販売、社会保険第 40 条の加入勧奨と回収代行等を実施しました。

### <中央部バンコク>

SERC（国営企業労働者関係連合）2 地域、LCT（タイ労働会議）1 地域において、SGRA 協同組合の設立・

政府への登記が間近となりました。

3) これを受け、全労済協会からは、全労済が 1954 年の設立以来経験した 3 つの大きな試練（新潟大火、阪神淡路大震災、東日本大震災）と取り組みを概説し、「ひとりでは万人のために、万人はひとりのために」、「負債はいつか返せるが、一度失った組合員からの信頼は二度と取り戻せない」との運動理念を強調しつつ、日本の社会保障制度体系と労働者共済の位置付け、死亡見舞金などに関する所感を述べました。

これを受け、参加者より、①保険事業と労働者共済の差異、②火災見舞金の設定と掛金の数理計算、③新潟大火の経験—などの質問があり、答弁を行いました。

4) その他として、同セミナーに有賀 ILO アジア太平洋総局統括技術アドバイザーの視察がありました。



### 2. 第 3 回南部スラータニー拡大作業委員会 (EWC) セミナー

■ 日 程：2015 年 11 月 16 日 (月)

9:30 ~ 16:00

■ 場 所：スラータニー・プアンプロンコン市役所

■ 参加者：拡大作業委員、クレジットユニオン協会南部支部、地方政府、コミュニティー指導者他 21 名



1) 冒頭、市長のパユーン氏より JILAF・日本国政府の協力を謝意が表された後、齋藤副事務長より、初訪問となるスラータニーの感想を述べつつ、この間の南部拡大作業委員会の取り組みや成果の発現に敬意を表しました。

その上で、本セミナーの主旨・目的（協同組合“クレジットユニオン”の設立登記に向けた自主的活動の展開）および第 2 回拡大作業委員会合同セミ

ナー（前出 1.）の論議を共有した後、在タイ日本国大使館を代表して本セミナーの視察に訪れた坪井一等書記官を紹介しました。

2) つづいて、全労済協会より、「相互扶助制度の構築に向けて」と題する約 1 時間半の特別講義を行い、全労済設立の背景や事業状況、相互扶助ラインナップと運営体制等にかかる共有が双方向型でなされ、協同組合の設立／運営に向けては、「設立主旨を忘れることなく、一つひとつを積み重ねていくことが重要であり、全労済協会としても熱意ある皆さんを可能な限りバックアップしていきたい」と締めくくりました。



これを受け参加者より、日本における①労働者共済と保険の差異、②監督官庁と根拠法、③慶弔共済等の掛金と保障、④掛金設定のあり方

と徴収方法、⑤労働金庫と全労済の役割・連携、⑥責任準備金と総資産・契約高、⑦組合員への剰余金還元の仕事などに関する関連な質疑があり、全労済の事例を用いて説明しました。

## 活動を終えて

### 1. タイにおける SGRA 活動

タイにおける SGRA 活動支援は、当協会としては 4 回目（すでに①バンコク、②チェンマイ、③コンケンで実施）となります。今回の支援では、



以前に支援を行った 3 カ所での進捗状況をバンコク市内で確認しつ、新たな支援地域としてスラータニーで講義を実施することとなりました。

すでにバンコク市内は非常に栄えており、首都として富が集積している状況は 2014 年にコンケンを訪れた当時と変わりません。軍事政権下にあることや、2015 年 8 月には爆弾テロ事件が発生したことなど不安定な要素はあるものの、全体的には平和な状態にあるといえます。一方で、バンコクでも市内から少し外れば、バラックのようなところで生活している人々を多く見かけ、貧富の差の広がりを感じさせます。

また、バンコク市内であれば日本食に近い味のレス

トランも多く、比較的にストレスを感じさせません。日本企業が進出していることや駐在者が多いことが理由と考えられます。特に、彼らタイに



居住中の日本人に向けた地域雑誌が急速に発展しているようです。カラー刷りの立派な冊子ですが、市内を走るバイクタクシーを活用してコストを削減することで、後発ながら 1 年間で大きくシェアを伸ばしたようです。

このような中、バンコク市内のインフォーマルセクター労働者はさまざまな金融制度を利用できるため、クレジットユニオンの需要が相対的に低く、都市部は地方よりもコミュニティ間のつながりが希薄という理由から、事業進捗に温度差があるようですが、相互扶助の枠組みはできつつあるようです。

一方、今回講演を実施したプアンプロンコン市は、スラータニー空港から 1 時間程の距離にあります。途中の道路の状態は良く、比較的快適に移動することができます。また、車窓からは等間隔に植えたゴムの木が延々続きます。なお、海外資本のスーパーマーケットが参入しており、大きなショッピングモールもあります。これらへは日本のチェーン店が進出しており、タイであれば日本食にめぐりあうチャンスが少なくないといえそうです。

スラータニーは人口密度も低く、インフォーマルセクターの労働者には金融制度へのアクセス手段も限られており、クレジットユニオンや相互扶助制度に対する需要も高いものと思われます。当日の参加者からも、制度の実施を見据えた質問が投げかけられました。

### 2. 今後の展開について

2015 年 12 月現在、当協会では SGRA 活動支援を実施している 4 カ国（タイ、バングラデシュ、ネパールおよびラオス）の中で最も取り組みの進んでいるのがタイです。バンコク市内の事業は、相対的に進み方がゆっ



くりですが、コンケンやチェンマイでは確実に進展しています。さらに今回のスラタニーでの支援を契機に相乗効果で取り組みが進むものと思われます。なお、SGRA 活動支援で当協会に要請されているのは全労済の事例を用いた情報提供であり、そのレベルを

3段階に分けて提供することとしています。すでに①基礎編、②慶弔制度を実施しました。今後は、国際労働財団とも十分に連携をとりつつ、それぞれの地域ニーズに応える③応用編の提供が課題となります。

## 2015年度第1回 審査委員会・裁定委員会合同開催報告

11月19日(木)に当協会会議室において標記会議を開催し、各委員会委員長について互選にて確認しました。また、委員会終了後は特別講演として内閣府官房 社会保障改革担当室より講師をお招きし「マイナンバー制度」について講演をいただきました。

### <各委員会委員長互選結果>

審査委員会	委員長	尾原 英臣 氏
裁定委員会	委員長	黒田 純吉 氏

## 連合中央執行委員会参加報告

11月20日(金)に全電通会館で開催された連合中央執行委員会において、当協会の役職員が出席し、法人火災共済保険の制度告知を行うとともに、各産別加盟労働組合・支部に対する制度紹介の機会提供について協力要請を行いました。

これを受けて2015年末より順次、各産別を訪問のうえ、制度の詳細や加盟労働組合・支部へのご案内に活用いただくツールとして制度告知ポスターや見積りチラシ等を配布させていただきながら、推進に向けたご協力を要請させていただいております。加盟各組織におかれましても、積極的な取り組みをお願いいたします。

法人火災共済保険制度告知ポスターです。  
ぜひ組合事務所内に掲示いただき加盟労働組合・支部への紹介をお願いいたします。



## 全労済協会からのお知らせ

### ●全労済協会当面のスケジュール

日時	内容	主な内容など
年末年始休業日：2015年12月30日(水)～2016年1月3日(日)		
2016年2月15日(月)	全労済協会 上半期監査	
2016年2月23日(火)	全労済協会 第151回理事会	

## Monthly Note (全労済協会だより) vol.108 2016年1月

発行：**全労済協会**  
一般財団法人 全国勤労者福祉・共済振興協会  
発行人：高木剛 編集責任者：安久津正幸

〒151-0053 東京都渋谷区代々木 2-11-17 ラウンドクロス新宿 5階  
TEL. 03-5333-5126 (代表) FAX. 03-5351-0421  
《ホームページ》 <http://www.zenrosaikyokai.or.jp/>